

(諮問第 1 号及び議案第 1 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員： 阪神尼崎駅から国道 43 号線にかけての都市計画変更区域について、区域内の病院や店など立ち退きになると思う。相手側への説明は県が行っているのか。

事務局： 沿道の権利者の方々を中心とした説明会を市主体で計 4 回開催し、都市計画変更内容について一定の理解を得られたと考えている。今後事業に着手していく中で事業主体が用地買収や移転の話を進めていくこととなる。

委員： 庄下橋が撤去されると聞いたのだが、尼崎城へのアクセスが悪くなるのではないか。

事務局： 庄下橋ではなく、阪神電鉄の南側の横断歩道橋については阪神電鉄の高架部の拡幅工事をする際に支障となるので一時撤去をせざるを得ない状況であり、工事期間中は横断歩道橋がない状態になる。その期間の尼崎城への誘導は既存の別のルート使ってもらおう。もしくは、検討中ではあるが庄下川の右岸の歩道が阪神電鉄の北側で寸断されているため、この歩道を阪神電鉄の下を通り抜けできるようにすることで歩行者の動線を確保することができると考えている。

委員： 説明資料の 3 ページの断面図において、自転車は道路のどの部分を通るのか。

事務局： 交通量が少ないので自動車と混在で副道の車道部分を通ってもらう。

委員： 以前、園田西武庫の藻川工区では車道の路肩（1m程度）を通らないといけないため、地元の方から副道を通ることができないかという要望があったが、警察には車道の路肩を通らなければいけないと言われた。今回の場合は副道を通っていいのか。

事務局： 園田西武庫線に関しても、副道を自転車で通行することは特に制限されるようなことではない。今回の尼崎伊丹線については、副道部分の自動車及び自転車の交通量が少ないため副道の車道に自動車と自転車が混在するような形で計画している。

委員： 自転車がどこを通るのかわからないので資料への追記を要望する。

委員： 赤で示されている部分が都市計画決定されると、土地に関わる方に建築制限や税の減免があるかと思うのだが、それらの影響を受ける方について、個別に案内や説明があるのか。

事務局： 事前説明会の開催に際しては、土地、建物の各権利者に対して個別に説明会の案内をしている。しかし、建築制限や税の評価額補正については説明していない。

委員：事前説明の際に地権者に関連することについては既に一定の説明がされているという認識でよいか。

事務局：事前説明会の場においては、建築制限がかかることや、固定資産税の評価額が一部補正されることについて、特に説明はしていない。

委員：住民の方が知らないことによって困ることはないのか。また、建築制限や税金について知る機会はないのか。

事務局：この度の都市計画変更は事業を直近に控えたものであり、阪神電鉄より北側の工区については、すでに事業着手をしていることも理解してもらっている。このため、今から建物を建て替えても早い時期に移転対象となることを理解してもらっており、建築制限について特に説明は行っていない。実際に土地を売買したい方や建物を建て替えたいという方は当課に相談に来られているので個別に説明している状況である。

委員：今回の変更内容について現況の歩道が1.75mから2.5mに拡幅するようだが、おそらく伊丹市では歩道の中に自転車道があった。車道に自転車レーンを作るのであれば、自動車が路上駐車をしていると自転車は車道にでてしまうことになる。また歩道と車道の間に段差があれば、歩道に乗り上げることができない。今回の変更区域における自転車レーンの整備についてはどのように考えているのか。

事務局：自転車レーンの整備については車道、歩道の各交通量によって考えている。自転車や歩行者の交通量が多いところでは、自転車歩行者専用道路という歩道の上を自転車が走っているような形でこれまでは整備してきた。今回の区間に関しても、たとえば永仁会病院の前面道路では24時間当たりの交通量歩行者が193人、自転車が329台、自動車が189台と非常に交通量が少ない。このような場所では自転車を車両扱いし、車道部分を走ってもらおうと考えている。今回は事前に地域の方と相談する中で極力拡幅の範囲を狭めてほしいという要望があり、要望に沿った区域の変更を行った。

委員：尼崎城ができて、多数の人が訪れると思うので歩道が広がることはいいと思うが、尼崎市は交通量や状況によって自転車レーン等の整備手法を変えているという認識で良いか。

事務局：そのとおりであり、市域の自転車走行空間の整備については自転車ネットワーク整備方針に基づいて各路線の整備手法を定めている。

